

令和 8 年度自動販売機設置に係る 市有財産貸付一般競争入札実施要領

那須塩原市
(総務部財政課)

令和８年度自動販売機設置に係る 市有財産貸付一般競争入札実施要領

那須塩原市（以下「市」という。）が行う「自動販売機設置に係る市有財産の貸付」の一般競争入札を次のとおり実施します。

一般競争入札は、広く入札参加者を募り、あらかじめ公表している最低入札価格（予定価格）以上で最高の価格をもって入札した者を賃貸借契約の相手方とするものです。

入札に参加される方は、記載事項を承知した上で、申込みを行ってください。

なお、前設置者の都合により契約途中で契約解除となった物件の後継設置者を選定する入札について、前設置者は参加できませんので、御注意ください。

第１ スケジュール

(1) 入札の案内

市ホームページによる周知及び実施要領配布

開催日及び配布日 令和８年９月１４日（月）

(2) 入札参加申込

受付期間 令和８年９月１４日（月）～令和８年１０月２日（金）

午後４時００分（必着）

(3) 質疑受付

受付期間 令和８年９月１４日（月）～令和８年１０月２日（金）

午後４時００分（必着）

回答予定日 令和８年１０月７日（水）

(4) 入札及び開札

入札期間 令和８年１０月１３日（火）～令和８年１０月１６日（金）

午後４時００分（必着）

開札日 令和８年１０月１９日（月）午前９時３０分～

(5) 契約の締結及び契約保証金の支払い

(6) 貸付期間

令和９（２０２７）年１月４日（月）～令和１１（２０２９）年３月３１日（土）

第２ 貸付物件の表示

物件 番号	施設名	貸付場所	貸付面積	貸付期間	最低入札価格 【貸付料（期間総額）】
１	那須塩原市役所本庁舎	２階	１．１２㎡	２７か月	６３９，０００円
２	那須塩原市役所本庁舎	３階	０．４０㎡	２７か月	２７，０００円
３	那須塩原市役所西那須野 庁舎	① １階ロビー	１．１２㎡	２７か月	１１５，０００円
４	那須塩原市役所西那須野 庁舎	② ２階ラウンジ	１．１２㎡	２７か月	１５８，０００円

5	稲村公民館	1 階ロビー	1.50㎡	2 7 か月	28,000円
6	鍋掛公民館	ロビー	0.96㎡	2 7 か月	8,000円
7	高林公民館 (高林活力倍增センター)	玄関風除室	0.80㎡	2 7 か月	10,000円
8	三島公民館	1 階ロビー	0.80㎡	2 7 か月	25,000円
9	狩野公民館	正面入口脇	0.95㎡	2 7 か月	17,000円
10	田舎ランド鳴内	昇降口脇	1.50㎡	2 7 か月	9,000円

- (1) 物件番号ごとの自動販売機の設置台数は、全て1台とします。
- (2) 施設の概要及び詳細な設置場所等については、物件個別明細書を参照してください。
- (3) 自動販売機の機種によっては、設置及び商品の補充やメンテナンスのための扉開閉等により、通行等に支障をきたす場合も考えられますので、事前に設置場所の確認をお願いします。
なお、現地説明会は、開催いたしません。
- (4) 貸付場所を確認する場合は、物件個別明細書記載の担当部署連絡先に御連絡ください。

第3 貸付期間等

- (1) 貸付期間
令和9年1月4日（月）から令和11年3月31日（土）まで（27か月）
- (2) 貸付契約の内容
本要領による賃貸借契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づく行政財産の貸付により行います。

第4 設置する自動販売機の規格、条件等

- (1) 大きさ及びデザイン
 - ① 大きさ : 物件個別明細書に記載されている外形寸法を超えないものとする。
 - ② デザイン : 周辺環境に配慮したユニバーサルデザイン仕様とすること。
- (2) 環境対策
 - ① 省エネルギー : 「ゾーンクーリング」、「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ機能」、「ヒートポンプ」及び「真空断熱材の採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。
 - ② 使用冷媒 : 炭化水素や二酸化炭素などの地球環境にやさしい冷媒を使用するなど、環境に配慮した機種とすること。
- (3) 安全対策
 - ① 転倒防止 : 「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付規準」（清涼飲料自販機協議会作成）を遵守し、転倒防止措置を施すこと。
 - ② 食品衛生 : 食品衛生法の規制の対象となる自販機で飲料・食品を販売、取り扱う自販機事業者は、法令で定める条項に加え、日本自動販売協会及び日本自動販売システム機械工業会が定めた「自動販売機の食

品衛生に関する自主的取り扱い要領及び規格基準」を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。

- ③ 防犯 : 「自販機堅牢化技術基準」(日本自動販売システム機械工業会作成)を遵守し、犯罪の防止を万全に行うものとし、また、硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変を適宜行い、偽造硬貨及び偽造紙幣の使用の防止を万全に行うこと。

(4) 管理運営上の条件

- ① 設置事業者において、商品の補充及び変更、賞味期限の確認、売上金の回収及び釣銭の補充、自動販売機内部及び外部並びに設置場所周辺の清掃等を行うこと。
- ② 自動販売機の設置に伴う転倒等の事故については、本市の責めに帰することが明らかな場合を除き、設置事業者において補償等を行うこと。
- ③ 自動販売機の汚損、毀損、盗難等の事故が発生した場合は、本市の責めに帰することが明らかな場合を除き、設置事業者において速やかに復旧すること。この場合の復旧に要する経費については、設置事業者が負うこと。
- ④ 自動販売機の故障時や利用者からの問合せ、苦情等があった場合は、設置事業者の責任において迅速に対応すること。また、その場合の連絡先を自動販売機本体前面に明示すること。
- ⑤ 販売商品に応じた回収箱を設置し、空き缶等が散乱することのないよう設置事業者の責任で適切に回収、処分すること。なお、回収箱の分別や設置数及び空き缶等の回収に当たっては、施設管理者の指示に従うこと。
- ⑥ 駐車位置、販売品の納入、廃棄物の搬出時間及び経路については、施設管理者の指示に従うこと。
- ⑦ その他物件個別明細書を参照すること。

(5) 販売商品

- ① 販売品目：酒類の販売は行わないこと。
- ② 販売価格：標準販売価格(定価)以下とすること。

(6) 貸付料(契約貸付料)

- ① 屋内に設置する施設は、原則として消費税がかかるため、「落札金額×1.10」、屋外に設置する施設は、土地の賃料となり消費税はかからないため、「落札金額」とすること。
- ② 貸付料の納入年度に応じた額を、年度ごとに本市が発行する納入通知書により、指定期日までに納入すること。

(7) 電気料等

- ① 設置事業者が自ら設置した子メーター(計量法(平成4年法律第51号)に基づく検査に合格したものに限る。)により、自動販売機に係る電気量を計測すること(子メーターが設置できない物件については、使用量を認定し計測に代えることとする)。
- ② ①により計測した使用量と各施設の電気料単価を基礎として、使用電気料金を算出します。
- ③ カップ販売式の自動販売機の場合は、年間売上杯数と施設の水道料単価を基礎として、水道料金を算出します。
- ④ 算出された電気料金及び水道料金を市(又は指定管理者)が発行する納入通知書により、指定期日までに納入すること。

(8) 費用負担

自動販売機の設置及び撤去費用、設置に係る工事費用、子メーター設置及び撤去費用並びに維持管理費用は、設置事業者が負担する。

(9) 転貸等の禁止

設置事業者は、貸付物件を第三者に転貸してはならない。また、自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡してはならない。

(10) 貸付物件の返還

貸付期間の満了又は契約解除の場合は、市が指定する期日までに、設置事業者の費用をもって原状回復し、返還すること。なお、原状回復に際し、設置事業者は、一切の補償を市に請求することはできない。

第5 申込資格要件

次の要件を全て満たす個人又は法人に限り、この募集に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 個人にあっては那須塩原市内に住所を有すること。法人にあっては栃木県内に本店、支店又は営業所を有すること。
- (3) 自らが自動販売機を設置し、管理運営する資力及び能力を有する者であること。また、自らが自動販売機を設置し、管理運営する実績を3年以上有していること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び那須塩原市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団関係者と認められないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (6) 国税、県税及び市税に未納のないこと。
- (7) その他本要領の定める条件及び関係法令を遵守すること。

第6 入札参加申込

入札に参加する場合は、次のとおり申込みを行ってください。

(1) 受付期間

令和8年9月14日（月）から令和8年10月2日（金）
午後4時00分まで（必着）

(2) 受付方法

郵送（一般書留又は簡易書留）又は受付場所まで直接持参してください。

※ 持参する場合は、受付期限までの土日、祝日を除く午前9時00分から午後4時00分まで

(3) 受付場所（申込書送付先）

325-8501 那須塩原市共壘社108番地2
那須塩原市役所本庁舎3階 那須塩原市総務部財政課管財係

(4) 提出書類

	提出書類	個人	法人
①	委任状（代理人（営業所、支店等）により入札及び契約をしようとする場合のみ）（様式第1号）		○
②	入札参加申込書（様式第2号及び様式第2号（別紙））	○	○
③	誓約書（様式第3号）	○	○

④	身分証明書の写し（免許証、保険証等）	○	
⑤	履歴事項全部証明書（写し可）		○
⑥	納税証明書（写し可） ・ 那須塩原市税 ・ 栃木県税 ・ 国税	○	○
⑦	設置する自動販売機のカatalog（物件ごとに実際に設置する自動販売機が特定できるよう明記してください。）	○	○

※提出書類は、申請日時点で最新のものを添付してください。

※複数の物件に申込みをする場合は、①から⑥までの書類は、1通のみ提出してください。

※那須塩原市税、栃木県税の納税証明書は、全税目に未納がないことの証明書を提出してください。

※国税の納税証明書は、法人の場合（様式その3の3）、個人の場合（様式その3の2）の様式の納税証明書を提出してください。

※複数の物件に同じ型の自動販売機を設置する場合、⑦のカatalogは1部のみ提出してください。

※ 提出書類は、いかなる理由にかかわらず一切返却できません。

(5) 申込みに当たっての留意事項

- ① 入札参加申込書提出者に対し資格確認結果等の通知は行いません。ただし、資格要件を満たさないと判断した者に対しては、個別に通知します。
- ② 入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担となります。
- ③ 申込者自身で本要領、現地及び諸規制を確認し、これらを全て承知の上、申込みを行ってください。
- ④ 申込受付完了後、都合により辞退する場合は、速やかに入札辞退届（様式第4号）を郵送又は持参により提出してください。なお、入札辞退届は、令和8年10月16日（金）までに提出してください。

第7 質疑回答

(1) 質疑受付期間

令和8年9月14日（月）から令和8年10月2日（金）
午後4時00分まで（必着）

(2) 提出方法

質疑書（様式第5号）をPDF形式にし、メールで提出してください。メール送信後、電話で連絡をし、財政課が受信したことを確認してください。

電話：0287-62-7117

送信先：zaisei@city.nasushiobara.tochigi.jp

(3) 提出書類

質疑書（様式第5号）

(4) 回答

質疑への回答は、回答書（様式第6号）により、入札参加申込者全員にメールで回答します。

第8 入札及び開札

(1) 入札書受付期間

- ① 令和8年10月13日（火）～令和8年10月16日（金）
午後4時00分まで（必着）
- (2) 受付方法
郵送（一般書留又は簡易書留）
※別添「入札書等封筒作成要領」のとおり、封筒を作成し、作成した封筒の中に入札書を入れて提出してください。
- (3) 受付場所
第6-③受付場所（申込書送付先）に同じ
- (4) 開札日時及び場所
令和8年10月19日（月）午前9時30分～
那須塩原市共壘社108番地2 那須塩原市役所本庁舎3階301会議室
- (5) 入札書類
入札書（様式第7号）
※所定の封筒に封かんされているもの
- (6) 入札保証金
免除
- (7) 入札
 - ① 入札書には、入札参加者の住所、氏名（法人の場合は所在地、名称及び代表者職氏名）を記載、押印してください。
 - ② 入札金額の記入は、黒のボールペンで算用数字を用い、金額の頭に「金」を記入してください。
 - ③ 入札書の金額は、貸付期間の総額（消費税及び地方消費税相当額（合計10%相当額）を含まない金額）を記載してください。
※令和9年1月4日からの設置ですが、令和9年1月も1か月として取扱います。
 - ④ 一旦提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- (8) 入札の無効
次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - ① 入札に参加する資格のない者が入札したとき
 - ② 期限を過ぎて入札書を提出したとき
 - ③ 同一人が2通以上の入札をしたとき
 - ④ 入札書の金額を訂正した場合において、訂正印（入札書氏名欄に押印した印と同一のもの）の押印がないとき
 - ⑤ 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき
 - ⑥ 入札書に記名及び押印がないとき
 - ⑦ 市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき
 - ⑧ 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき
 - ⑨ 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき
- (9) 開札
 - ① 開札は、本要領に掲げる開札の日時及び場所において、当該入札事務に係のない市職員を立ち会わせて行います。
 - ② 開札の立会いを希望する方は、入札期間内に、開札立会希望届（様式第8号）を提出してください。

③ 開札の結果について、異議を申し立てることはできません。

(10) 落札者

- ① 落札者は、最低入札価格以上の価格のうち、最高価格を入札した者としします。
- ② 落札者となる同価の入札参加者が2者以上ある場合は、那須塩原市郵便入札実施要領第10条に基づき落札者を決定します。なお、くじ番号は様式第7号に記載してください。

(11) 開札結果の通知及び公開

開札の結果については、入札参加申込書に記載された電話番号に電話連絡の上、後日、落札決定通知書を送付し、お知らせします。また、各入札参加者の入札金額、落札者等をホームページで公表します。

(12) 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認められる場合又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止又は延期することがあります。

第9 契約

(1) 契約締結

- ① 契約書は、市有財産賃貸借契約書（様式第9号）のとおりとしします。
- ② 那須塩原市財務規則（平成17年規則第50号）に規定されている市有財産の貸付けに係る借受申込書の提出は、省略するものとします。
- ③ 落札者は、落札決定後7日以内に契約を締結してください。
- ④ 落札者が契約を締結しない場合（契約書が提出されない場合を含む）は、当該落札は効力を失います。
- ⑤ 上記④により当該落札の効力を失った落札者は、契約締結の期日から2年間は、那須塩原市が行う自動販売機設置事業者の募集に関する入札に参加できないものとします。
- ⑥ 上記④により落札が無効となった物件については、有効な入札を行ったもののうち、次点のものを落札者としします。
- ⑦ 各年度の貸付料に1円未満の端数が生じる場合は、最終年度の貸付料に合算します。

(2) 契約の確定

契約は、市が落札者とともに市有財産賃貸借契約書に記名押印したときに確定します。

(3) 契約保証金

- ① 落札者は、賃貸借契約確定と同時に契約金額（契約貸付料）の100分の10以上（円未満切上げ）の契約保証金を市が発行する納入通知書兼領収書により納付してください。
- ② 契約保証金は、本件契約が満了したとき、貸付物件の原状回復を確認後、落札者の請求に基づき、利息を付さずに返還します。
- ③ 落札者が、本要領上の条件及び契約上の義務を履行しないときは、契約を解除します。この場合、納入された契約保証金は那須塩原市に帰属します。また、市の責めに帰さない場合で、落札者からの申出により契約を解除した場合についても、納入された契約保証金は那須塩原市に帰属します。

(4) 違約金

第5申込資格要件について、違反したときは契約代金の100分の10を違約金として請求します。なお、違約金に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとします。

(5) 契約費用及び公租公課

- ① 契約書に添付する収入印紙の費用は、落札者の負担となります。
- ② 落札者を義務者として課される公租公課は、落札者の負担となります。
- ③ その他契約に要する費用は、落札者の負担となります。

第10 その他

本要領に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、那須塩原市財務規則（平成17年規則第50号）などその他関係法令等の定めるところによります。

第11 問合せ先

那須塩原市総務部財政課管財係

郵便番号 : 325-8501

住所 : 栃木県那須塩原市共墾社108番地2

電話番号 : 0287-62-7117

E-mail : zaisei@city.nasushiobara.tochigi.jp

担当 : 高野

物件個別明細書

物件個別明細書

物件番号	1
施設名	那須塩原市役所 本庁舎
所在地	那須塩原市共墾社108番地2
貸付場所	2階
貸付面積	1.12㎡
最低入札価格	639,000円
外形寸法上限	幅 1.40m×奥行 0.80m×高さ 1.95m 以内 ※上記には、放熱スペース等を含む。転倒防止用部材は含まない。
販売品目	清涼飲料水 (缶、ペットボトルの密閉容器)
特記事項	隣に自動販売機あり
施設開庁日等	月、火、木及び金曜日 9時00分から16時00分まで 水曜日 9時00分から19時00分まで ※閉庁日 土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始 (年末年始：12月29日から翌年の1月3日まで)
年間売上実績	令和6年度 14,674本 令和7年度 13,746本 ※開庁時間が8時30分～17時15分だったが、令和7年11月から上記の時間に変更になった。(水曜日は19時まで)
担当部署連絡先	総務部 財政課 管財係 電話番号：0287-62-7117 E-mail：zaisei@city.nasushiobara.tochigi.jp

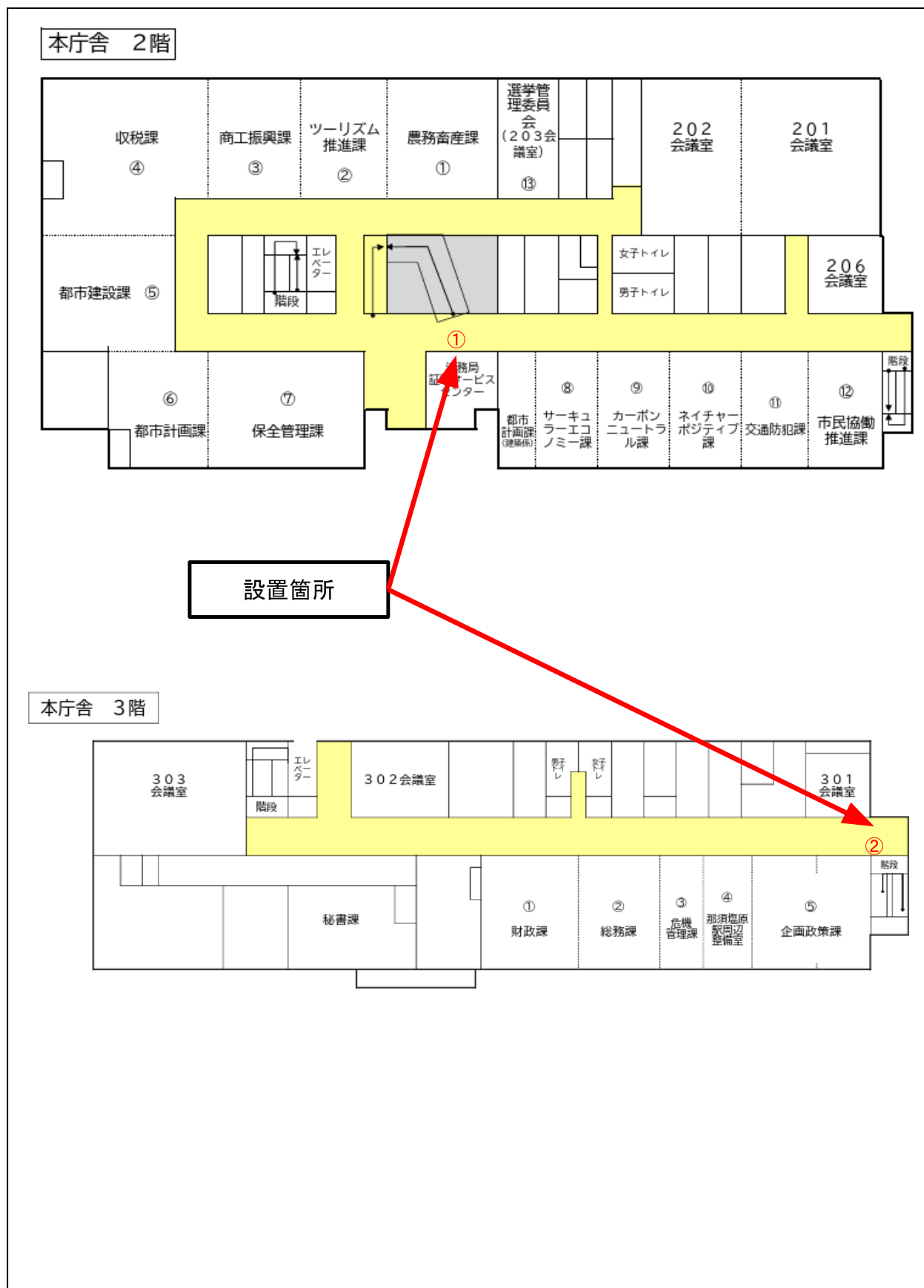
※最低入札価格には、消費税及び地方消費税に相当する額は加算されていません。

物件個別明細書

物件番号	2
施設名	那須塩原市役所 本庁舎
所在地	那須塩原市共墾社 1 0 8 番地 2
貸付場所	3 階
貸付面積	0. 4 0 m ²
最低入札価格	2 7, 0 0 0 円
外形寸法上限	幅 1.15m×奥行 0.35m×高さ 1.95m 以内 ※上記には、放熱スペース等を含む。転倒防止用部材は含まない。
販売品目	清涼飲料水 (缶、ペットボトルの密閉容器)
特記事項	なし
施設開庁日等	月、火、木及び金曜日 9時00分から16時00分まで 水曜日 9時00分から19時00分まで ※閉庁日 土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始 (年末年始：12月29日から翌年の1月3日まで)
年間売上実績	令和6年度 1, 4 7 8 本 令和7年度 9 5 1 本 ※開庁時間が8時30分～17時15分だったが、令和7年11月から上記の時間に変更になった。(水曜日は19時まで)
担当部署連絡先	総務部 財政課 管財係 電話番号：0 2 8 7 - 6 2 - 7 1 1 7 E-mail: zaisei@city.nasushiobara.tochigi.jp

※最低入札価格には、消費税及び地方消費税に相当する額は加算されていません。

【貸付場所案内図】



物件個別明細書

物件番号	3
施設名	那須塩原市西那須野庁舎
所在地	那須塩原あたご町2番3号
貸付場所	①1階ロビー
貸付面積	1. 12 m ²
最低入札価格	115,000円
外形寸法上限	幅1.40m×奥行0.80m×高さ2.00m 以内 ※上記には、放熱スペース等を含む。転倒防止用部材は含まない。
販売品目	清涼飲料水 (缶、ペットボトル、ビン、紙パックの密閉容器)
特記事項	令和6(2024)年7月3日以降に発行された千円紙幣及び令和3(2021)年以降に発行された500円硬貨が使用できること。
施設開庁日等	開館時間 平日9時00分から16時00分まで (木曜日に限り19時まで開庁) ※閉館日 国民の祝日及び年末年始 (年末年始:12月29日から翌年の1月3日まで)
年間売上実績	令和6年度 5,568本 令和7年度 4,737本 ※開庁時間が8時30分～17時15分だったが、令和7年11月から上記の時間に変更になった。(木曜日は19時まで)
担当部署連絡先	総務部 西那須野支所 電話番号:0287-37-5105 FAX:0287-37-5116 E-mail: nishinasuno-shisho@city.nasushiobara.tochigi.jp

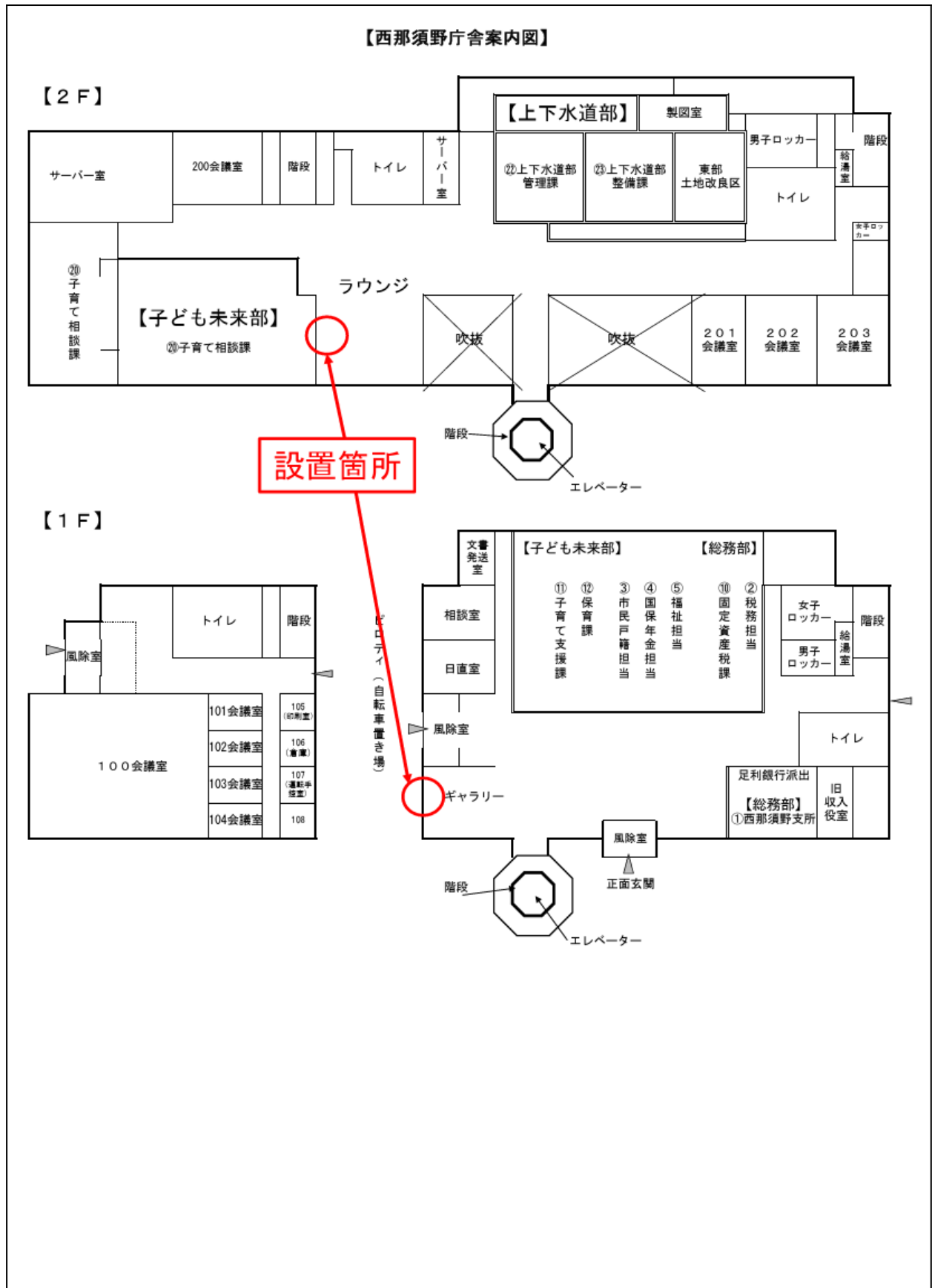
※最低入札価格には、消費税及び地方消費税に相当する額は加算されていません。

物件個別明細書

物件番号	4
施設名	那須塩原市西那須野庁舎
所在地	那須塩原あたご町2番3号
貸付場所	②2階ラウンジ
貸付面積	1. 12 m ²
最低入札価格	158,000円
外形寸法上限	幅1.40m×奥行0.80m×高さ2.00m 以内 ※上記には、放熱スペース等を含む。転倒防止用部材は含まない。
販売品目	清涼飲料水 (缶、ペットボトル、ビン、紙パックの密閉容器)
特記事項	令和6(2024)年7月3日以降に発行された千円紙幣及び令和3(2021)年以降に発行された500円硬貨が使用できること。
施設開庁日等	開館時間 平日9時00分から16時00分まで (木曜日に限り19時まで開庁) ※閉館日 国民の祝日及び年末年始 (年末年始:12月29日から翌年の1月3日まで)
年間売上実績	令和6年度 7,313本 令和7年度 6,785本 ※開庁時間が8時30分～17時15分だったが、令和7年11月から上記の時間に変更になった。(木曜日は19時まで)
担当部署連絡先	総務部 西那須野支所 電話番号:0287-37-5105 FAX:0287-37-5116 E-mail: nishinasuno-shisho@city.nasushiobara.tochigi.jp

※最低入札価格には、消費税及び地方消費税に相当する額は加算されていません。

【貸付場所案内図】

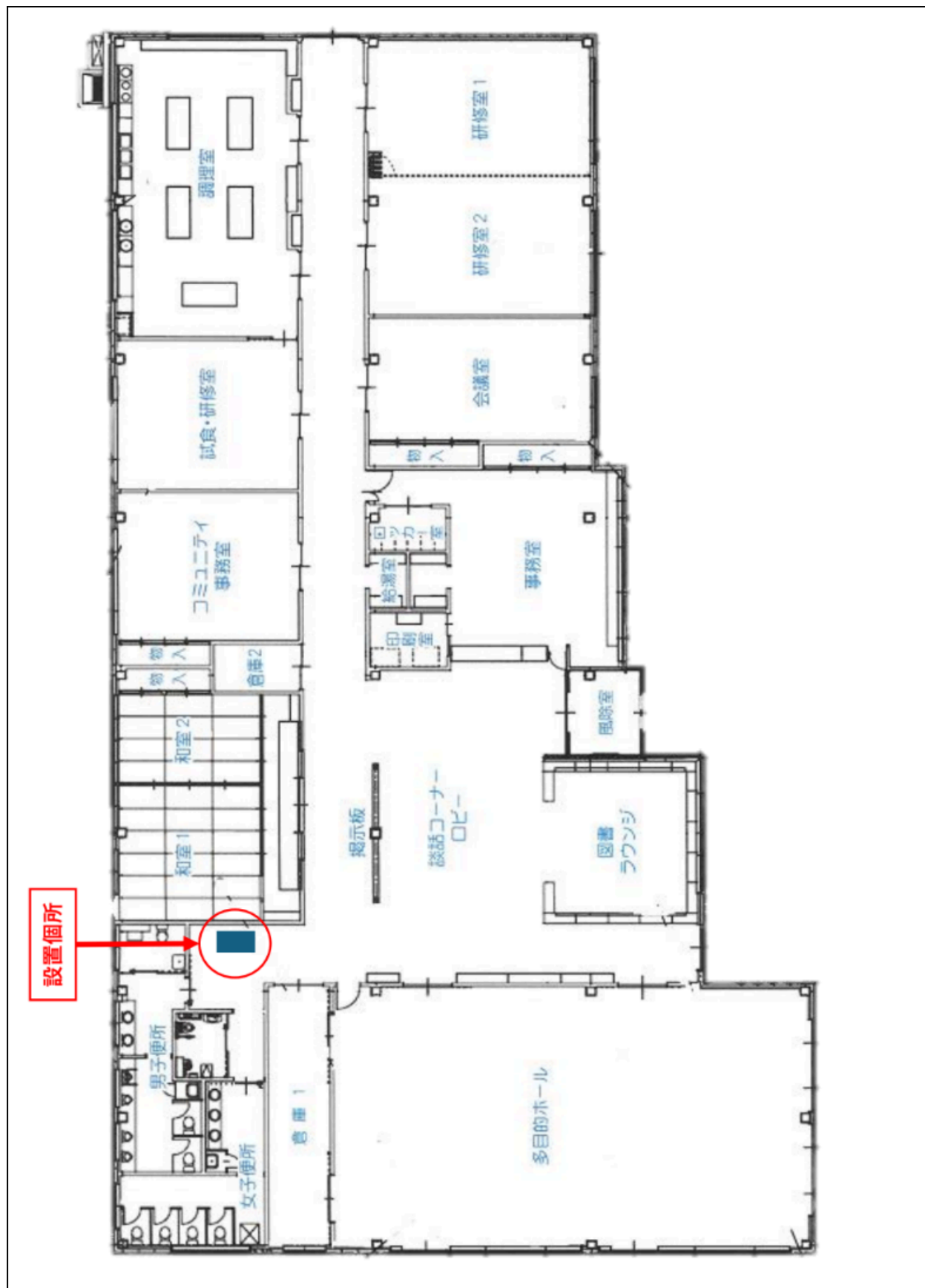


物件個別明細書

物件番号	5
施設名	稲村公民館
所在地	那須塩原市若草町 1 1 7 - 1
貸付場所	1 階ロビー
貸付面積	1 . 5 0 m ²
最低入札価格	2 8 , 0 0 0 円
外形寸法上限	幅 1.50m×奥行 1.00m×高さ 2.00m 以内 ※上記には、放熱スペース等を含む。転倒防止用部材は含まない。
販売品目	清涼飲料水 (缶、ペットボトルの密閉容器)
特記事項	・ 令和6（2024）年7月3日以降に発行された千円紙幣及び令和3（2021）年以降に発行された五百円硬貨が使用できること。 ・ 貸付面積及び外形寸法上限については、稲村公民館敷地において、最低入札業者との協議に応じる。
施設開庁日等	開館時間 9時00分から22時00分又は貸館終了まで (貸館がないときは18時30分まで) ※閉館日 国民の祝日及び年末年始 (年末年始:12月29日から翌年の1月3日まで)
年間売上実績	令和6年度 2 , 3 7 3 本 令和7年度 2 , 6 8 2 本
担当部署連絡先	教育部 生涯学習課 稲村公民館 電話番号:0287-64-3998 E-mail: kou-inamura@city.nasushiobara.tochigi.jp

※最低入札価格には、消費税及び地方消費税に相当する額は加算されていません。

【貸付場所案内図】

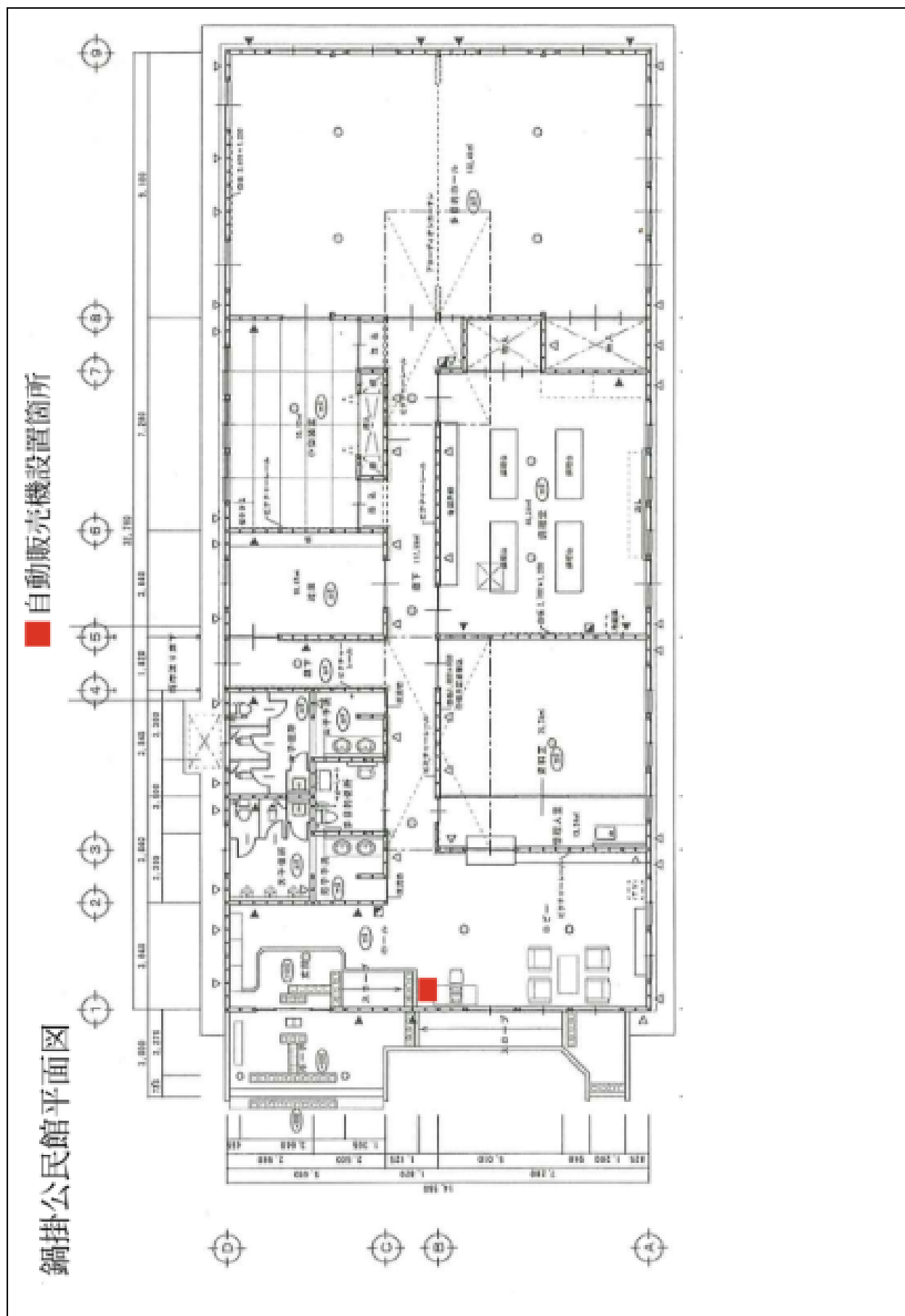


物件個別明細書

物件番号	6
施設名	鍋掛公民館
所在地	那須塩原市鍋掛 5 3 1
貸付場所	ロビー
貸付面積	0. 9 6 m ²
最低入札価格	8, 0 0 0 円
外形寸法上限	幅 1.20m×奥行 0.80m×高さ 2.00m 以内 ※上記には、放熱スペース等を含む。転倒防止用部材は含まない。
販売品目	清涼飲料水 (缶、ペットボトルの密閉容器)
特記事項	貸付場所、貸付面積及び外形寸法上限については、鍋掛公民館敷地において、最低入札業者との協議に応じる。
施設開庁日等	開館時間 9時00分から22時00分又は貸館終了まで (貸館がないときは18時30分まで) ※閉館日 国民の祝日及び年末年始 (年末年始:12月29日から翌年の1月3日まで)
年間売上実績	令和 6 年度 6 7 2 本 令和 7 年度 8 4 8 本
担当部署連絡先	教育部 生涯学習課 鍋掛公民館 電話番号:0287-60-1164 E-mail: kou-nabekake@city.nasushiobara.tochigi.jp

※最低入札価格には、消費税及び地方消費税に相当する額は加算されていません。

【貸付場所案内図】

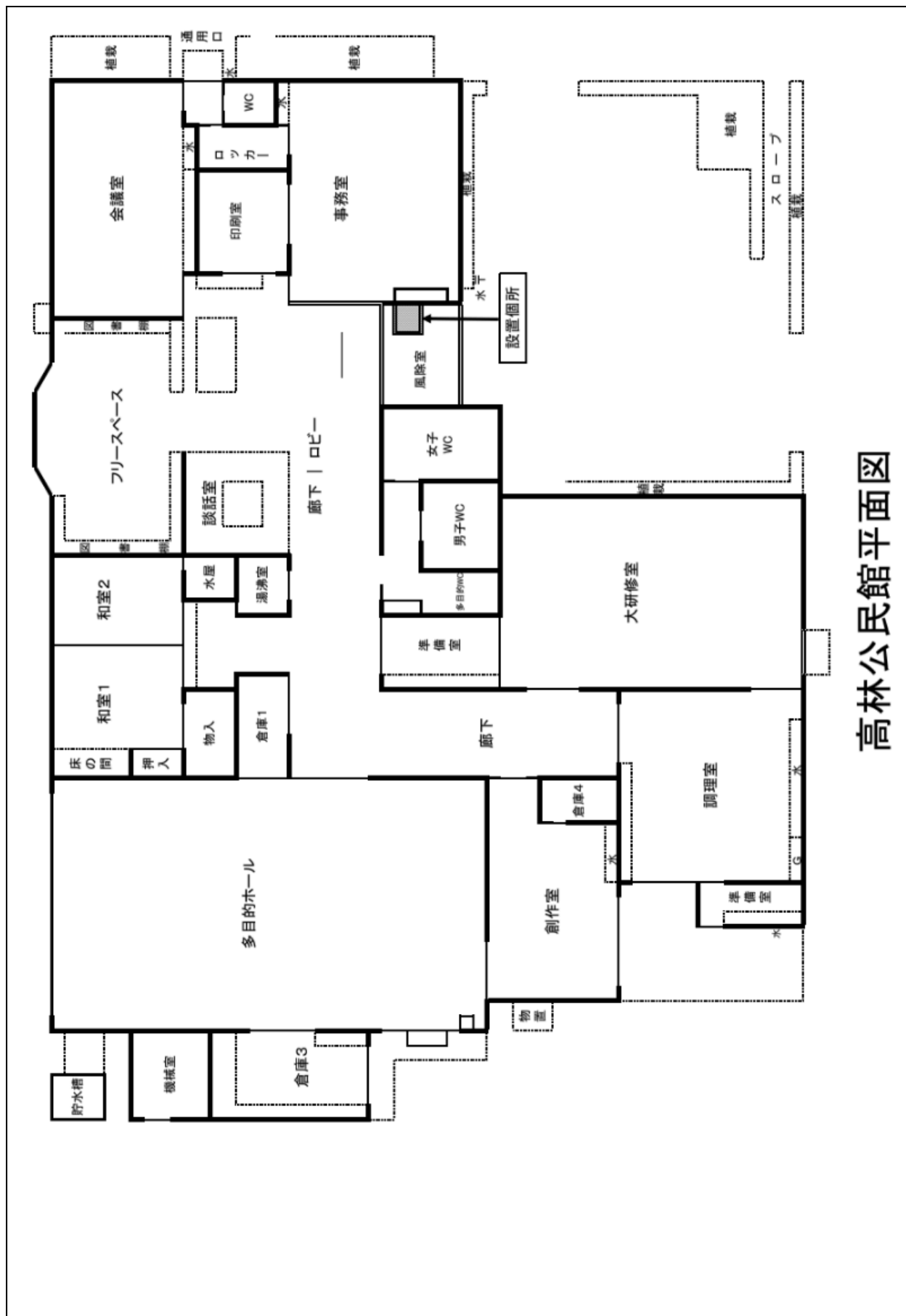


物件個別明細書

物件番号	7
施設名	高林公民館（高林活力倍増センター）
所在地	那須塩原市箭坪347-1
貸付場所	玄関風除室
貸付面積	0.80㎡
最低入札価格	10,000円
外形寸法上限	幅 1.00m×奥行 0.80m×高さ 2.00m 以内 ※上記には、放熱スペース等を含む。転倒防止用部材は含まない。
販売品目	清涼飲料水 （缶、ペットボトルの密閉容器）
特記事項	なし
施設開庁日等	開館時間 9時00分から22時00分又は貸館終了まで （貸館がないときは18時30分まで） ※閉館日 国民の祝日及び年末年始 （年末年始:12月29日から翌年の1月3日まで）
年間売上実績	令和6年度 847本 令和7年度 1,056本
担当部署連絡先	高林公民館（高林活力倍増センター） 電話番号 0287-68-0115 E-mail:kou-takabayashi@city.nasushiobara.tochigi.jp

※最低入札価格には、消費税及び地方消費税に相当する額は加算されていません。

【貸付場所案内図】



高林公民館平面図

物件個別明細書

物件番号	8
施設名	三島公民館
所在地	那須塩原市東三島6丁目337番地
貸付場所	1階ロビー
貸付面積	0.80㎡
最低入札価格	25,000円
外形寸法上限	幅 1.00m×奥行 0.80m×高さ 2.00m 以内 ※上記には、放熱スペース等を含む。転倒防止用部材は含まない。
販売品目	清涼飲料水 (缶、ペットボトルの密閉容器)
特記事項	令和6(2024)年7月3日以降に発行された千円紙幣及び令和3(2021)年以降に発行された500円硬貨が使用できること。
施設開庁日等	開館時間 9時00分から22時00分又は貸館終了まで (貸館がないときは18時30分まで) ※閉館日 国民の祝日及び年末年始 (年末年始:12月29日から翌年の1月3日まで)
年間売上実績	令和6年度 2,537本 令和7年度 2,047本
担当部署連絡先	三島公民館 電話番号 0287-36-8531 E-mail:kou-mishima@city.nasushiobara.tochigi.jp

※最低入札価格には、消費税及び地方消費税に相当する額は加算されていません。

【貸付場所案内図】

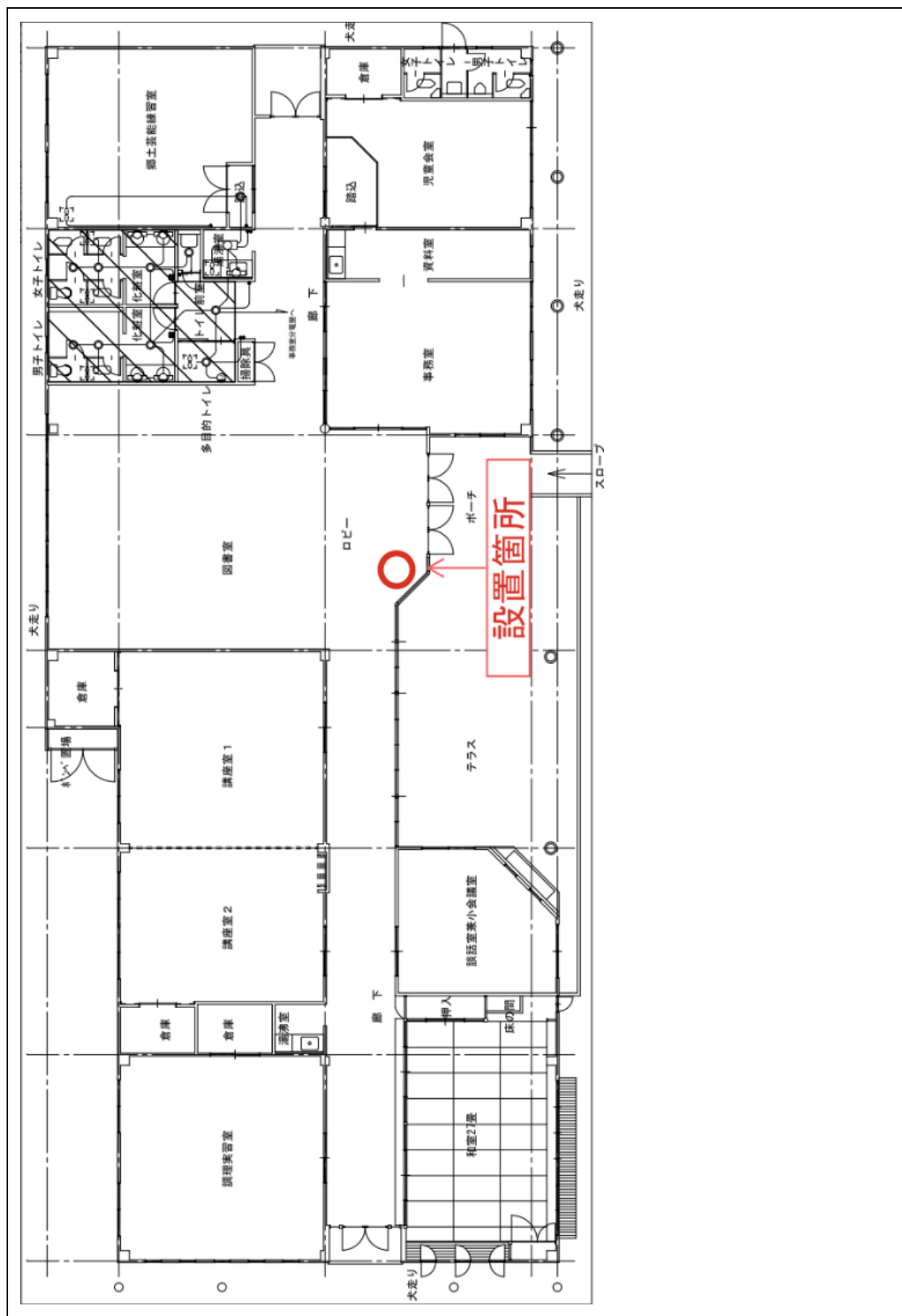


物件個別明細書

物件番号	9
施設名	狩野公民館
所在地	那須塩原市槻沢 2 3 1
貸付場所	正面入口脇
貸付面積	0. 9 5 m ²
最低入札価格	1 7, 0 0 0 円
外形寸法上限	幅 1.05m×奥行 0.90m×高さ 2.00m 以内 ※上記には、放熱スペース等を含む。転倒防止用部材は含まない。
販売品目	清涼飲料水 (缶、ペットボトルの密閉容器)
特記事項	設置する自動販売機は可能な限り、令和 6 (2024) 年 7 月 3 日以降に発行された千円紙幣及び令和 3 (2021) 年以降に発行された 5 百円硬貨が使用できること。
施設開庁日等	開館時間 9時00分から22時00分又は貸館終了まで (貸館がないときは18時30分まで) ※閉館日 国民の祝日及び年末年始 (年末年始:12月29日から翌年の1月3日まで)
年間売上実績	令和 6 年度 1, 7 6 9 本 令和 7 年度 1, 3 7 3 本
担当部署連絡先	狩野公民館 電話 : 0287-37-3528 (FAX兼用) E-mail : kou-karino@city.nasushiobara.tochigi.jp

※最低入札価格には、消費税及び地方消費税に相当する額は加算されていません。

【貸付場所案内図】



物件個別明細書

物件番号	1 0
施設名	田舎ランド鳴内
所在地	那須塩原市鳴内 7 2 5 番地
貸付場所	昇降口脇
貸付面積	1 . 5 0 m ²
最低入札価格	9 , 0 0 0 円
外形寸法上限	幅 1.50m×奥行 1.00m×高さ 2.00m 以内 ※上記には、放熱スペース等を含む。転倒防止用部材は含まない。
販売品目	清涼飲料水 (缶、ペットボトルの密閉容器)
特記事項	なし
施設開庁日等	開館時間 9時00分から22時00分又は貸館終了まで (貸館がないときは18時30分まで) ※閉館日 国民の祝日及び年末年始 (年末年始:12月29日から翌年の1月3日まで)
年間売上実績	令和 6 年度 8 8 3 本 令和 7 年度 7 3 1 本
担当部署連絡先	田舎ランド鳴内 電話 : 0287-68-7006 (FAX兼用) E-mail : inaka-land@city.nasushiobara.tochigi.jp

※最低入札価格には、消費税及び地方消費税に相当する額は加算されていません。

【貸付場所案内図】

